

重要事項説明書  
那賀町相生居宅介護支援事業所

1. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

2. 事業者

事業所の名称	那賀町
法人所在地	徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
法人種別	地方公共団体
代表者氏名	那賀町長 橋本 浩志
電話番号	0884-62-1121

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者

事業所名	那賀町相生居宅介護支援事業所
現在地	徳島県那賀郡那賀町大久保字大西3番地2
電話番号	0884-62-3892
FAX番号	0884-62-3893
指定事業所番号	3611312574
事業実施地域	那賀町
第三者評価	実施歴なし

(2) 勤務体制

営業日	月曜日～金曜日 原則として、土・日・祝祭日および年末年始（12/29～1/3）を除く
営業時間	営業日の午前8時30分～午後5時15分まで

(3) 職員体制

従業員の種類	区分		業務内容	人数
主任介護支援専門員 管理者と兼務	常勤	兼務	居宅介護支援サービス等に係る業務 事業所の運営及び業務全般の管理	1人
介護支援専門員	常勤	兼務	居宅介護支援サービス等に係る業務 その他の公務	1人以上

(4) 当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 者 名	事業者指定番号
診療所	那賀町国民健康保険日野谷診療所	3611312574
通所リハビリテーション	日野谷診療所 通所リハビリテーション事業所	3611312574
訪問リハビリテーション	日野谷診療所 訪問リハビリテーション事業所	3611312574

(5) 居宅介護サービス実施概要

事項	備考
利用者の相談受付場所	利用者宅又は相生包括ケアセンター相談室など必要と認めら得る場所
課題分析の方法	電子計算機を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて定期的に利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行います。
研修の参加	資格更新の及び資質向上のため必要な研修に参加しています。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能です。 変更の希望があった場合、他事業者の紹介その他必要な措置を講じます。

(6) 居宅介護支援の提供方法及び利用料

居宅介護支援の内容	提供方法	利用料（月額）
①受付・契約	別紙1に掲げる「居宅介護支援の提供方法及び手順について」を参照下さい。	各種利用料については、別紙2に掲げる「利用料及び加算について」を参照下さい。  別紙2に掲げる利用料や加算及び①～⑨の内容は、居宅介護支援の一連業務として、全額介護保険の給付対象となります。そのため、介護保険が適用となる方は、利用料金を支払う必要はありません。
②面接相談・課題分析（アセスメント）		
③サービス事業所との連絡調整		
④ケアプラン原案の作成		
⑤サービス担当者会議		
⑥ケアプラン本案の確定		
⑦サービス状況の把握（モニタリング）		
⑧ケアプランの見直し及び変更		
⑨給付管理		

※1 サービス担当者会議は、必要に応じてテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行う場合があります。

※2 介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙2「利用料及び加算について」に定めるサービス料金の全額を事業者に対し、一旦お支払いいただきます。この場合、当事業者からサービス提供証明書を発行することになり、この証明書を那賀町役場の窓口へ提出すると払い戻される場合があります。

#### 4. 主治の医師及び医療機関との連携

疾患に対する対応や退院支援を円滑に行うことを目的に、事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患等に関する情報について必要に応じ、連絡をとらせていただきます。この目的を果たすために、次に掲げるような対応をお願いいたします。

- 利用者の不足の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等と合わせて、担当介護支援専門員の名刺を保管していただけますようお願いいたします。
- 入院時には、ご本人またはご家族から、当該事業所名及び担当介護支援専門員の名前を医療機関に伝えていただきますようお願いいたします。

#### 5. 苦情処理体制及び対応

##### (1) 当事業所相談・苦情窓口

【事業所の窓口】 相生居宅介護支援事業所	所在地 徳島県那賀郡那賀町大久保字大西 3 番地 2 電話番号 0884-62-3892 FAX 番号 0884-62-3893 受付時間 8 : 30～17 : 15 (月～金)
【市町村の窓口】 那賀町役場 保健医療福祉課	所在地 徳島県那賀町延野字王子原 31 番地 1 電話番号 0884-62-1141 FAX 番号 0884-62-1115 受付時間 8 : 30～17 : 15 (月～金)
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島県徳島市川内町平石若松 78-1 電話番号 088-666-0117 FAX 番号 088-666-0228 受付時間 8 : 30～17 : 15

##### (2) 苦情の処理対応

- 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する苦情である場合には、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等から状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 苦情に係わる問題点を把握した上で、適切な対応策を講じるとともに、必要に応じて利用者に説明します。
- 苦情の内容や経過等は記録し、保険者となる市町村及び国民健康保険団体連合会等の指導や調査の求めがあった場合には協力し、苦情の内容を踏まえた上で、再発防止とサービスの質の向上に努めます。

#### 6. 事故発生時の対応

- 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、保険者となる市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し、再発防止に努めます。

## 7. 虐待防止のための措置

### (1) 虐待防止のための体制

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定します。

### (2) 虐待または虐待が疑われる場合の対応方法

- 虐待を発見または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに保険者となる市町村に通報し、必要な情報を提供します。
- 市町村よりケース会議への参加要請があった場合、これに協力し、必要な対応を講じることとします。

## 8. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため次に掲げる措置を講じます。

- 感染症や非常災害及び非常時の体制において、早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。」）を策定します。
- 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 従業者に対し、業務継続計画の周知及び適切に実施するため、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生及びまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- 感染症の予防及びまん延の防止対策を適切に実施するための担当者を選定します。

## 10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め居宅介護支援事業者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。

利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

※当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙3に掲げる「各居宅サービス等の利用状況について」を参照下さい。

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定並びに「那賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年 5 月 22 日 条例第 20 号）」第 5 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

本書 2 通を作成し、ご利用者（代理人を選任する場合は代理人）および事業者が署名または記名・押印のうえ、一通ずつ保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、次に掲げるような対応を可能とします。

○書面で説明・同意・交付等を行うものについて、電磁的方法による対応を可能とします。

○利用者等の署名または記名・押印について、求めないことが可能とします。

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

#### 事業者

事業者名 那賀町相生居宅介護支援事業所

住所 徳島県那賀郡那賀町大久保字大西 3 番地 2

代表者名 那賀町長 橋本 浩志

説明者名 美馬 圭孝

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

ご利用者（代理人を選任する場合はご利用者の押印は不要です。）

住所 徳島県那賀郡那賀町

氏名

印

代理人（選任する場合）

住所

氏名

続柄（ ） 印